

【配偶者控除】

所得者が、**控除対象配偶者**を有する場合に、配偶者控除を受けることができます。（控除額は、所得者の合計所得金額に応じて変動）

控除対象 配偶者	所得者の合計所得金額が1,000万円以下で
	同一生計配偶者 に該当する配偶者
同一生計 配偶者	所得者と生計を一にする民法上の 配偶者 （青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で 合計所得金額が48万円以下の者

【配偶者特別控除】

次に該当する場合に、配偶者特別控除を受けることができます。（控除額は、所得者と配偶者の合計所得金額に応じて変動）

所得者の合計所得金額が1,000万円以下で
所得者と生計を一にする民法上の 配偶者 （青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）の 合計所得金額が48万円超133万円以下 の場合

- ※ 配偶者控除の適用を受けている人は、配偶者特別控除の適用を受けることはできません。
- ※ 控除対象配偶者の年齢が70歳以上の場合、配偶者控除の割増控除が受けられます。
- ※ 非居住者である配偶者に係る配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けようとする場合は、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を提出又は提示が必要